

選挙管理委員会 会議録要旨

件 名	令和 6 年 第 1 0 回 選挙管理委員会		
日時	令和 6 年 1 0 月 9 日 午前 8 時 57 分～午前 10 時 07 分	場所	加古川市役所 北館 3 階 531 会議室
出席者	坂田吉正委員長、山本まゆみ委員、窪田裕子委員 神戸事務局長、森田次長、岸本副課長、菅野係長、福山		
会議に付した事項			
○議案第 21 号 選挙人名簿の登録を抹消すべき者を定めること <委員> 4 号該当者に至った経緯を詳しく。 <事務局> 転入後 3 か月後の 9 月に名簿に登録した方となります。8 月末に亡くなられ 9 月の定時登録後に死亡届が出された方で、本来登録されるべき人ではなかったため、4 号の抹消となる。			
○議案第 22 号 専決処分の承認を求めること（裁判員候補者予定者を選定し名簿を調製すること） <委員> 名簿の調整はどのようにするのか。 <事務局> 国から無作為抽出するためのソフトが提供されており、それに基づき名簿を調整する。 <委員> 名簿に記載されたことは、本人に通知するのか。 <事務局> しない。加古川をはじめとした各市の名簿も併せ、さらに抽選となり、該当者のみが、裁判所から通知される。			
○議案第 23 号 専決処分の承認を求めること（（検察審査員候補者予定者を選定し名簿を調製すること） <委員> 外字の方の名前の取扱いは。 <事務局> 住民票に記載されているとおり外字のイメージで、名簿を調整し送付する。			
○議案第 24 号 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を公表すること <委員> 閲覧者の確認はするのか。 <事務局> 申請者のみならず、閲覧に来られる方の確認をしている。 <委員> 公表は、法で年に 1 回と決まっているが、時期の定めはあるのか。 <事務局> 加古川市は要綱で、9 月末終了後速やかに公表することになっている。			
○議案第 25 号 在外選挙人名簿に登録及び在外選挙人名簿の登録を抹消すべき者を定めること			
○議案第 26 号 選挙公報及び審査公報の配布の方法を定めること <委員> 審査広報とはなにか。 <事務局> 最高裁判所裁判官国民審査の広報のこと。			

○議案第 27 号 投票区域を定めること

○議案第 28 号 投票所を定めること

＜委員＞ 共通投票所の設置の予定はあるのか。

＜事務局＞ 今のところない。

○議案第 29 号 開票の日時及び場所を定めること

＜委員＞ 開票時間を 15 分遅らせているが、花火の時間は。

＜事務局＞ 午後 8 時から 8 時 15 分の予定。

○議案第 30 号 不在者投票を記載する場所を定めること

＜委員＞ 不在者投票の場所は、北館（選挙管理委員会事務局）になるのか。なるのであれば、期日前投票が市役所新館なので、間違いのないようにしておくのが望ましい。

＜事務局＞ 承知した。

○議案第 31 号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序のくじを行う日時及び場所を定めること

＜委員＞ くじは誰がするのか。

＜事務局＞ 選挙管理委員会事務局で対応する。

＜委員＞ 衆議院選挙で候補者等が来たことがあるか。

＜事務局＞ いままでない。

○議案第 32 号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めること

【 全付議案件について可決 】

その他 協議・報告事項

- ・選挙啓発ポスター審査会について

優秀作品のニッケパークタウンでの貼りだしは 1 月以降となる予定。

- ・次回の委員会

日時：令和 6 年 10 月 14 日（月） 午前 9 時から

場所：選挙管理委員会室